真宗大谷派同和関係寺院協議会
2021年12月31日発行

どうかんきょう

同関協だより

第63号

全国水平社の創立者たち（水平社博物館蔵）

主な内容

P 2　「水平社創立の理念を共有し、人類最高の完成へ」
　水平社博物館 館長 駒井忠之 さん
P 4　2021年度総会報告
P 5　宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃事業について
P 8　2020年度事業報告・決算
P 9　2021年度事業計画・予算
P10　同関協がゆく

真宗大谷派
同和関係寺院協議会

宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃テーマ

あなた　人間　忘れていませんか？

共に、朋に、友に生き遇いましょう

ご意見・ご感想募集

『同関協だより』編集委員会では、より良い紙面づくりのため、皆さんのご意見・ご感想を募集しています。

ＱＲコードをスマートホンなどで読み取っていただければ、ご意見・ご感想の受付フォームが開きます。

受付期間は次号発行日までです。

ＱＲコードが読めない場合は、次のアドレスをご利用ください。

同関協だより６３号アンケート

https://forms.gle/xETrk72gaMFMR8zD7

会費納入のお願い
（年会費5,000円）

［口座番号］（ゆうちょ）01010-6-2770
［口 座 名］ドウワカンケイジインキヨウギカイ 同和関係寺院協議会

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、二度目の冬を迎える。いつまで続くのかと先が見えないことがこれほどまでに不安に感じるとは想像だにしなかった▽希望を持って生きることが明日への糧となるとわかっていても、明確な時期や期間がはっきりしない中、誰もが我慢の日々を過ごしている▽人は、言葉によって傷つき、そして言葉によって励まされる。肉体的に健康であっても、それだけでは生きていくことができない▽親鸞聖人の生きられた時代は、現代よりもずっと厳しい時代であり、自然災害や飢饉、疫病等によって人々が次々と亡くなり、目に見えない不安や恐怖、人間のはからいではどうにもならないものとの闘いであったと思われる▽そんな時代に、人々はお念仏の教えに救いを求め、お念仏を申せば必ず救われるという絶対的な安心感という希望を持って生きたのではないだろうか▽いよいよ、「同関協」においても、親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の記念事業が策定され、各部会に分かれて準備が進められている▽今、「同関協」に求められている大きな役割として、宗門内外に「是旃陀羅」問題に対する姿勢を表明し、一人ひとりがこの課題にどう向き合っているのかを問いかけることである▽今こそ、親鸞聖人が説かれたお念仏の教えが求められ、人々の希望となるべき時代である▽仏教の教えに希望をいだいてきた人々をお聖教の言葉により傷つけてはいけない。

編集委員　治田裕臣

同関協だより 第63号

発行日　2021年12月31日　発行人　松尾英城
発　行　真宗大谷派同和関係寺院協議会　真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局
〒600-8164　京都市下京区上柳町199　☎ 075・371・9247

水平社創立の理念を共有し、人類最高の完成へ

水平社博物館 館長　駒井忠之 さん

全国水平社は人間の尊厳と平等を求めて、一九二二年三月三日に創立されました。

その大会は京都で開催されましたが、創立の中心を担ったのは現在の奈良県御所市柏原で生まれ育った青年たちでした。

創立大会で「吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せん」と創立者たちが発信した全国水平社創立宣言（以降、水平社宣言）は、日本で初めての人権宣言と言われています。差別によって歪められてきた自尊感情を回復し、人間の尊厳を取り戻そうと訴えたこの水平社宣言は、被差別部落の人たちだけではなく、在日朝鮮人やウチナーンチュ（沖縄人）、アイヌ民族やハンセン病回復者らの自主的な人権回復運動の展開に刺激と勇気を与えました。

さらに、日本の植民地支配下にあった朝鮮では、一九二三年四月に朝鮮の被差別マイノリティ「白丁」（ペクチョン）を中心として衡平社（ヒョンピョンサ）が創立されました。

厳しい差別のなか水平社と衡平社が連帯を求めて交流したその歴史は、人類の普遍的原理である人権、自由、平等、博愛、民主主義を基調とした記録で、その交流を示す史料が「水平社と衡平社　国境を越えた被差別民衆連帯の記録」として、二〇一六年にユネスコのアジア太平洋地域「世界の記憶」に登録されました。

また、朝鮮は元より他の諸外国でも水平社は報道されており、アメリカの雑誌『The Nation』は、水平社宣言を英語で紹介しました。世界も注目した水平社宣言は、被差別マイノリティが発信した世界初の人権宣言としても評価されています。

水平社宣言の最後を締めくくる「人の世に熱あれ、人間に光あれ」には、「人間性の原理に覚醒し人類最高の完成」に向かう水平社創立の理念が集約されています。

親鸞聖人の『教行信証』に「無碍の光明は無明の闇を破する恵日なり」という言葉がありますが、「人間に光あれ」の「光」とはつまり、迷いの闇を破し、真理をさとりあらわす仏・菩薩の「光明」のことで、人間の尊厳を自覚させ、それが絶対であるとする真理に導く「光」ということではないでしょうか。

水平社の創立以降、人権を回復してきた道のりは、自由や平等を求め未来に引き継ごうとしてきた先人の弛まぬ努力によって私たちに引き継がれてきました。水平社博物館も、水平社が運動の二本柱としてきた「人間の尊厳と平等を求める理念」と「差別を許さない不屈の精神」を引き継ぎ、その想いを未来につないでいきます。

差別が厳しく残存する過酷な状況のなか、道なき道を突き進み、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と願い続けてきた先人の想いこそが、差別の芽を摘み、差別の連鎖を断ち切る真理であると信じて。人間の尊厳を求めるその意志を貫くことが差別の克服につながると信じて。温かさに満ちたその想いこそが、人間が尊敬される「よき日」の夜明けへと導く光であると信じて。

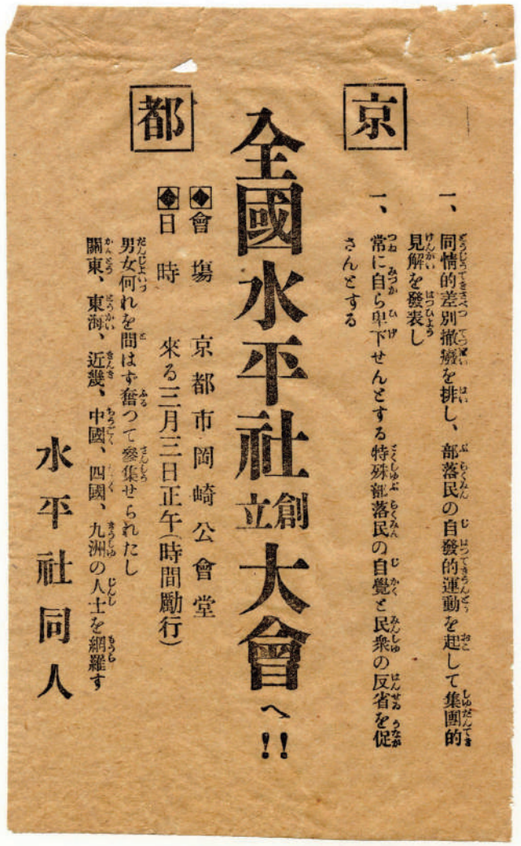

全国水平社創立大会への参加を呼びかけるチラシ
（水平社博物館蔵）

水平社の創立からまもなく百年を迎えますが、人間の尊厳の実現を求めた水平社創立の理念は、二〇一五年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられている「人や国の不平等をなくそう」や「平和と公正をすべての人に」との目標にも通じており、後世へと継承し未来に遺していかなければならない私たちの財産です。森の火事に嘴ですくった一滴の水を落とし続ける『ハチドリのひとしずく』のごとく、一歩ずつ、ともに「人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて」歩んでいきましょう。

水平社博物館は十一月一日から休館し、来年三月三日、水平社創立百周年の記念日にリニューアルオープンします。水平社博物館が果たす社会的役割や展示の趣旨にご賛同いただき、みなさまのご支援（賛助会への入会）をお願いいたします。

誰もがありのままの自分で、リラックスして生きていくことができる社会になることを願い、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」。

2021年度

総会報告

2021年7月19日
しんらん交流館　大谷ホール

二〇二一年七月十九日、しんらん交流館大谷ホールにて二〇二一年度総会を二年ぶりに対面の形で開催しました。

総会に先立ち、松尾英城会長の挨拶があり、引き続き望月慶子解放運動推進本部長よりご挨拶をいただきました。

総会は岩尾豊文（九州教区）議長のもと、滞りなく進行し、全五議案が満場一致で承認されました。なお議案第五号「同関協」ブロック協議会に関する内規の一部変更についての内容は、下記のとおりです。

また、報告事項として長浜教区より一名の入会希望者があり、昨年度の役員会で承認された報告がありました。

続いて川端裕敬法要実行委員長より宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業について、「同関協」慶讃テーマに込めた願い、慶讃事業方針、三つの具体的な事業計画の報告がなされました。詳細は次頁より三頁にわたり掲載しております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会後の学習会及び懇親会は残念ながら見送りました。

2021年度総会議案

議案第一号　二〇二〇年度事業報告
議案第二号　二〇二〇年度決算書並びに監査報告
議案第三号　二〇二一年度事業計画（案）
議案第四号　二〇二一年度予算（案）
議案第五号　「同関協」ブロック協議会に関する内規の一部変更について

□　「同関協」ブロック協議会に関する内規の一部変更について

〈　現　〉　第２条
(4) 九州ブロック協議会（九州連区）　⇨

〈変更後〉　第２条
(4)　九州・沖縄ブロック協議会（九州教区）

〈　現　〉　第３条
3　代表者及び事務局が選定されたときは、選定された代表者が解放運動推進本部に報告する。

⇩

〈変更後〉　第３条
3　代表者及び事務局が選定されたときは、選定された代表者が会長に報告する。

宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年

慶讃事業について

「同関協」慶讃テーマ

あなた 人間 忘れていませんか？

- 共に、朋に、友に生き遇いましょう -

慶讃事業方針

「是旃陀羅」問題を課題として差別の克服（人間性の回復）を果たす

- 慶讃事業の三本柱 -

◇　慶讃法要記念大会　　「是旃陀羅」問題に対する「同関協」の基本姿勢の表明
◇　慶讃法要お待ち受け　「是旃陀羅」問題を考える奉仕団
◇　慶讃テーマの発信　　ポスター・パンフレットの発行と全ヵ寺配布

慶讃法要に向けて

「同関協」慶讃法要実行委員長　川端裕敬

宗祖御誕生850年・立教開宗800年慶讃事業において、「同関協」として何ができるのか、何をすべきなのかを、「同関協」慶讃法要実行委員会で１年かけて検討してまいりました。

種々の意見が交わされる中、過去100年にわたり問われ続けてきた「是旃陀羅」問題を中心に据え、「人間性の回復」を目指す方針を決定しました。

その具体的な事業計画として、「慶讃法要記念大会」・「是旃陀羅問題を考える奉仕団の結成」・「差別問題の啓発とテーマの発信」を三本柱として実施する計画を、今般の総会において報告しました。

今後、それぞれの事業ごとに検討する部会を立ち上げ、その任を会員各位に担っていただき、「同関協」が一丸となって取り組んで参ります。

これらの事業が、「同関協」が自らの課題とする、差別からの解放に資することを願い、差別される人の悲しみに共感し、差別するものの慙愧の心を呼び起こし、差別するもの、されるものがともに差別の克服を目指していく活動にしていきたいと思います。

宗祖の人間観は、罪悪深重の凡夫の自覚であります。しかしながら現代の風潮は、自らを是とし、他のものを非とし、他を批判することに満ちています。差別事象も懸命に差別解消に努力している人々を無視するがごとく次々に起こっている状況は、まさに人間性を見失ったことを如実に表しています。

今まさに、我々「同関協」は、南無阿弥陀仏のはたらきをいただき、「恥ずべし、傷むべし」の慚愧の心にいたった宗祖の御心を人間回復の礎として、宗門内に呼びかけ、はたらきかけることをとおして現代社会に一石を投じる事業となりうることを念じ、慶讃事業に取り組みたく思います。

何卒ご支援、ご協力くださいますようにお願い申し上げます。

「同関協」慶讃テーマ

あなた 人間 忘れていませんか？　- 共に、朋に、友に生き遇いましょう -

◇ 慶讃テーマ

このたび宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を迎えるにあたり、「同関協」は、「あなた人間忘れていませんか？－共に、朋に、友に生き遇いましょう－」を慶讃テーマとして掲げました。

宗派においては、すでに慶讃テーマ「南無阿弥陀仏　人と生まれたことの意味をたずねていこう」が発表されています。このテーマを受けて、お念仏のみ教えに人と生まれたことの意味をたずねていこうとする時、この呼びかけは、今、私たちは人と生まれたことの意味がはっきりしていないのではないか、見失っているのではないかという問いかけとして聞こえてきます。

人と生まれたことの意味を喪失しているのではないかという疑問を抱く時、あるご門徒の言葉が思い起こされます。それは一九八九年五月二十二日に東本願寺白書院で行われた、部落解放同盟中央本部による「真宗大谷派糾弾会 第二回」において発せられた、解放同盟京都府連合会書記長（当時）の駒井昭雄さんの、「あんた人間忘れたん　どこで忘れたん、人間忘れたん」という言葉です。

ここでいう「あんた」とは、真宗大谷派教団であり、そこに属する僧侶・門徒一人ひとりです。人間性を欠いているのではないか、それは人として生きることの意味を見失っているのではないかとの指摘ではなかったでしょうか。ここでいわれる「人間」とはどのような人間なのか。そして、どこで忘れたのかという問いに果たしてどれだけの僧侶・門徒が「私のこと」として向き合ってきたでしょうか。テーマを手がかりに考えていきたいと思います。

◇ お待ち受け奉仕団の結成

会員の声を聞き合う場として、真宗本廟同朋会館での「是旃陀羅」問題を考える奉仕団を結成します。お待ち受け事業として春と秋の二回の開催を企画しました。ここでは、差別者と被差別者のどちらに立つかというのでなく、そのどちらともいえる「なぎさ」（海浜における、海でもあり浜でもある＝差別する側であり、される側でもある＝問う側でもあり、問われる側でもある）に立つという視点を共有し、「是旃陀羅」問題についての講義、また座談を通して、ご門徒と語り合っていくために何が必要かといった意見を集約し、「同関協」の姿勢を明確にしてまいりたいと思います。

◇ 差別問題の啓発とテーマの発信

慶讃テーマの発信と「同関協」の姿勢表明、差別問題啓発の一環として、「差別問題ほっとけん」ポスターと、パンフレットを制作します。

「同関協」にとって親鸞聖人の御誕生と立教開宗を慶讃するというのは、親鸞聖人を宗祖としながら、その教えに背いてきたという慙愧によって同朋精神を回復していこうとする歩みです。それは、人間を忘れたことを知らされることによって人間性を回復していこうとするものです。

「同関協」の規程に、「差別の克服」という目的が示されていますが、それを重ね合わせて、事業方針に「人間性の回復」と表現しました。人間喪失の自覚がその克服に資するものと考える時、ようやく私たちは“差別問題ほっとけん”人と生まれ、人となり、人として生きることになるのではないか、そのような思いを、「同関協」のみならず、全寺院と共有していくことを願いとしてポスターを制作し、パンフレットとともに全寺院に配布したいと思います。

「あなた人間忘れていませんか」の「あなた」は、「汝、我が名を称えよ」という如来からの呼びかけです。共に、朋に、友に生き遇う世界を求めて、「差別問題ほっとけん」と、ともに人間回復の道を歩んでまいりたいと思います。

◇ 水平社創立百周年

二〇二三年、慶讃法要の前年は全国水平社創立百周年です。

解放運動に尽力され、本年四月にご逝去された会員の泉惠機さんは、被差別部落のご門徒とご縁のある寺とそうでない寺があるが、「あってもなくても、本来、西光さんたちがやろうと立ち上げた水平社は、寺の私たちがきちっとしていたら立ち上がる必要のないことだった」〈「武内了温師の足跡をたずねて」泉惠機『身同』第三七号（真宗大谷派解放運動推進本部発行）〉と寄せておられます。

なぜ水平社が結成されたのか。親鸞聖人のお寺の人間が「きちっと」していればその必然性はなかったというのです。「きちっと」するということは、どういうことでしょうか。「同関協」はそれを、「信心の課題として差別問題と向き合うこと」と考えます。それを、具体的に「差別問題ほっとけん」という姿勢として慶讃事業を通して表現していきたいと思います。

◇ 慶讃法要記念大会

「是旃陀羅」問題に対する会員の声を取りまとめ、「同関協」としての基本姿勢を表明する場として、2023年の法要（讃仰）期間中に記念大会を開催します。

◇ 事業方針

水平社創立以来、提起されてきた『仏説観無量寿経』における「是旃陀羅」問題について、私たちは問われ続けています。今なお問われ続けているのは、糾されていることに応えてこなかったからです。宗派の教学委員会の『報告』によれば、それは「同朋精神喪失の事実にすら無自覚」という姿勢といえるのではないでしょうか。だとすれば、この「同朋精神の回復」が歩む方向となり、その前提として「喪失の自覚」が課題化されてきます。それが、慶讃テーマでいうところの、人間を忘れていないかという問いかけです。

慶讃法要の翌年に50周年を迎える「同関協」は、「差別に苦しむものが一人でもいる限り、その差別からの解放を自らの課題とする」を、規程の前文に掲げて歩んできました。被差別部落のご門徒とご縁のある住職らが中心となって様々な課題を共有してきた半世紀の歩みですが、「是旃陀羅」問題に十分に取り組んできたとはいえません。ましてや、この問題に無自覚に『観経』を読誦し続けてきたのではないかという反省があります。

会員にとっては、現実に差別問題に忌避感を抱くご門徒や、寝た子を起こすなといった「空気」、その中でいくら啓発に熱を注いでも、孤立を深めることになっていくことがあります。宗派の協力を得て実施された「同関協」実態調査では、会員の消極性も報告されました。50年の歩みを振り返れば、そのような孤立感を抱えながら集ってきた「同関協」でありました。

宗派では「是旃陀羅」問題の意識喚起と課題共有がはかられていますが、その中で、果たしてどのように被差別部落のご門徒と語り合っていけるのかといった不安の声もあります。そのような会員の声を互いに聞き合っていくことを通して、「是旃陀羅」問題に対する「同関協」の基本姿勢を明確にすることを目的に、“「是旃陀羅」問題を課題として差別の克服（人間性の回復）を果たす”を方針とした事業を展開していきます。

宗祖親鸞聖人
御誕生 50th
立教開宗 800th
真宗大谷派（東本願寺）

2020年度　事業報告・決算

《２０２０年》

７月　６日	会計打ち合わせ
１６日	２０１９年度会計監査
１６日	第１回三役会
２１日	第１回常任委員会・法要実行委員会
８月　５日	２０２０年度総会（書面審査）
３０日	『同関協だより』６０号発行
９月　２日	第１回『同関協だより』第６１号編集会議（＊）
８日	第２回常任委員会・法要実行委員会
１０月　５日	第３回常任委員会・法要実行委員会
１０月２９日	第２回『同関協だより』第６１号編集会議
１２月　８日	第４回常任委員会・法要実行委員会
１２月１６日	第３回『同関協だより』第６１号編集会議
３１日	『同関協だより』第６１号発行
	☆　各ブロック協議会（上半期）

（＊）リモート会議

《２０２１年》

３月　１日	第２回三役会（＊）
３日	第１回『同関協だより』第６２号編集会議
５日	第３回三役会（＊）
	聞き取り調査（感染予防対策により中止）
３０日	第５回常任委員会（＊）
４月１９日	第５回法要実行委員会（＊）
２７日	第２回『同関協だより』６２号編集会議（＊）
５月	２０２０年度現地研修会（感染予防対策により中止）
１３日	第４回三役会（＊）
１７日	第６回常任委員会（＊）
２５日	第３回『同関協だより』第６２号編集会議（＊）
	第６回法要実行委員会（＊）
６月　９日	第７回法要実行委員会（＊）
１４日	第５回三役会（＊）
２２日	第１回常任・専門委員会（＊）
３０日	『同関協だより』第６２号発行
	☆　各ブロック協議会（下半期）

2020年度 真宗大谷派同和関係寺院協議会 決算書

自 2020年7月1日　至 2021年6月30日

歳入の部　3,557,934 円
歳出の部　2,005,922 円
歳入歳出差引剰余金　1,552,012 円

歳 入

項	目	歳入項目	予算額	収入額	比較増減	備　考
1	1	会費	600,000	555,000	△ 45,000	@5,000*110ヵ寺・講読料@1,000*5
2	1	本山助成金	2,300,000	1,840,000	△460,000	
3	1	繰越金	1,162,922	1,162,922	0	前年度より繰越金
4	1	雑収入	78	12	△ 66	銀行利息
		合計	4,063,000	3,557,934	△ 505,066	

歳 出

項	目	歳出項目	予算額	決算額	比較増減	備　考
1		会議費	1,910,000	611,936	△ 1,288,064	
	1	総会費	100,000	53,116	△ 46,884	
	2	会議費	1,800,000	558,820	△ 1,241,180	三役、常任・専門、法要実行各委員会、会計監査、振込手数料
	3	法要実行委員会費	0	0	△ 0	会議費に統合　次年度廃目
2		事業費	1,250,000	542.930	△ 707,070	
	1	組織拡充費	300,000	0	300,000	現地研修会　新型コロナウイルス感染予防のため中止
	2	会報費	950,000	542,930	△ 407,070	『同関協だより』発行、編集会議、振込手数料
3		ブロック協議会費	400,000	300,000	△ 100,000	
	1	助成費	300,000	300,000	0	@100,000*3ブロック
	2	聞き取り調査費	100,000	0	△ 100,000	新型コロナウイルス感染予防のため中止
4		事務局費	270,000	387.537	117.537	
	1	事務局運営費	70,000	268,906	198,906	事務手当支給による増額、振込手数料
	2	発送費	200,000	118.631	△ 81,369	
5		積立金会計回付金	150,000	150,000	0	
	1	積立金会計回付金	150,000	150,000	0	
6		予備費	93,000	13,519	△ 79,481	
	1	予備費	93,000	13,519	△ 79,481	慶弔費*2
		合計	4.063,000	2,005,922	△ 2,057,078	

積立金会計	2019年度繰越金	450,000 円	
	回付受金	150,000 円	
	合計	600,000 円	2020年度 残高

2021年度　事業計画・予算

《２０２１年》

７月　５日	２０２０年度会計監査①
１２日	２０２０年度会計監査②
１３日	第１回三役会
１９日	２０２１年度総会
２０日	第１回常任・専門委員会
	第１回法要実行委員会
８月	第２回法要実行委員会
３０日	美作騒擾１５０回忌　打ち合わせ
９月	第３回法要実行委員会
	第１回『同関協だより』第６３号編集会議
１０月	第４回法要実行委員会
	第２回『同関協だより』第６３号編集会議
１１月	第５回法要実行委員会
１２月	第３回『同関協だより』第６３号編集会議
	第２回三役会
	第１回常任委員会
	第６回法要実行委員会
３１日	『同関協だより』第６３号発行
	☆　各ブロック協議会（上半期）

《２０２２年》

１月	第３回三役会
	第２回常任委員会
	第７回法要実行委員会
２月	聞き取り調査
３月　８日	２０２１年度現地研修会　（～9日）
	（第１回慶讃法要お待ち受け奉仕団）
	第１回『同関協だより』第６４号編集会議
４月	第２回『同関協だより』第６４号編集会議
５月	第４回三役会
	第３回常任委員会
	第３回『同関協だより』第６４号編集会議
２８日	美作騒擾１５０回忌　（～２９日）
６月	第５回三役会
	第２回常任・専門委員会
	第８回法要実行委員会
	第３回『同関協だより』第６４号編集会議
	☆　三役会（随時、リモート会議あり）
	☆　各ブロック協議会（下半期）
	☆　『同関協だより』第６４号発行

2021年度 真宗大谷派同和関係寺院協議会 予算書

自 2021年7月1日　至 2022年6月30日

歳入の部　3,853,000 円
歳出の部　3,853,000 円

歳 入

項	目	歳入項目	予算額	前年度予算額	比較増減	備　考
1	1	会費	600,000	600,000	0	@5,000円 *120ヵ寺
2	1	本山助成金	1,700,000	2,300,000	△600,000	
3	1	繰越金	1,552,012	1,162,922	389,090	前年度より繰越金
4	1	雑収入	988	78	910	寄付・銀行利息 等
		合計	3,853,000	4,063,000	△ 210,000	

歳 出

項	目	歳出項目	予算額	前年度予算額	比較増減	備　考
1		会議費	1,800,000	1,900,000	△ 10,000	
	1	総会費	600,000	100,000	500,000	書面審議
	2	会議費	1,200,000	1,800,000	△ 600,000	三役会、常任委員会、常任・専門委員会、法要実行委員会、会計監査
2		事業費	1,050,000	1,250,000	△ 200,000	
	1	組織拡充費	250,000	300,000	△ 50,000	現地研修会
	2	会報費	800,000	950,000	△ 150,000	『同関協だより』発行・編集会議
3		ブロック協議会費	400,000	400,000	0	
	1	助成費	300,000	300,000	0	@100,000 *3ブロック
	2	聞き取り調査費	100,000	100,000	0	
4		事務局費	390,000	270,000	120,000	
	1	事務局運営費	270,000	70,000	200,000	
	2	発送費	120,000	200,000	△80,000	
5		積立金会計回付金	150,000	150,000	0	
	1	積立金会計回付金	150,000	150,000	0	2017年度より積立
6		予備費	63,000	93,000	△ 30,000	
	1	予備費	63,000	93,000	△ 30,000	
		合計	3,853,000	4,063,000	△210,000	

同関協がゆく

第13話「寺格堂班廃止30年におもう」

宗憲の立憲の精神に合致しないものとして、旧体制の制度が宗門の最も根底をなす寺院あるいは僧侶に関する制度的なあり方の上に温存されていることが事実を持っておのずから明らかにされて参ったのであります。

先ずは第一に、寺格制度についてでありますが、これについては既に現宗憲の上では削除されたものであり、今日までこの制度がはたしてきた役割は、宗門の儀式、財務、僧侶の資格に深くかかわっているために、遵由の効力期間満了をもって直ちに全廃することは、いたずらに無用の混乱を招くところとなり、かつまた事務上の整理の上からも、全面廃止までの移行期間を設定するため、寺格条例廃止に伴う臨時措置条例案をもって、調整期間をおいて寺格制度の全廃を実施しようとするものであります。

従って、現行の宗門体制において、寺格と不可分の関係にある堂班法衣に関する制度についても、同様の措置がとられる必要があるので、堂班法衣条例廃止に伴う臨時措置条例案をもって、寺格全廃までの移行措置とした次第であります。

これは、一九九一年六月に行われた真宗大谷派宗議会の議事録である。

各寺院に設けられた「寺格」というランク付けをする制度、そして僧侶一人一人に設けられた「堂班」制度は、ともに二〇二一年、廃止されてから三十年を迎える。

かつてこの教団において、明確な階級を設け、さらにそれが教団への「募財」システムとなって作用してきた。そして、その階級の外へ排徐し、「穢多寺」と称して、被差別部落の寺院に対して「本山でおかみそりが受けられない」、「本山への経常費五割増し」などの理不尽を強いてきたとされる。

「宗憲の立憲の精神に合致しないもの」として、この寺格・堂班制度を廃止するきっかけは、ただ宗憲にそぐわなかっただけなのだろうか。そこには、「廃止にすべきだ」という運動があったのはもとより、「こんな制度があったら痛い・苦しい」という声があって、そこに呼応した人々がいたからではなかったのだろうか。

また一九九一年は、寺院教会条例において、女性が住職・教会主管者を継承する旨が規定された年でもある。

「何故女性が住職になれないのか。寺院規則に、「男子」と明記されているから、女性は住職になるのをあきらめるしかないのか。寺院規則を変え、女性が住職になれるようにすべきだ」という叫びがあった結果、条例が改正されたことを忘れてはならない。さらには、かつて男性が九歳で得度できるのに対して女性の得度は二十歳以上、女性の堂班は准本座までなどという規定を設け、男性とは明らかに違う制約を強いてきた。

制度が変わって三十年経つ今、私たちはどの様な意識を持っているのだろうか。

冒頭の議事録の続きには、「このような移行措置を経て寺格が全廃されることでありますが、僧侶の分限である法要出仕の序列並びにその法要儀式に依用する法衣について新たな基準を定めるべく、法臈法衣条例を提出するものであります。」とある。

寺格については、寺院賦課金の「等級」という名称で現在も各寺院に課せられているが、かつてのような階級・排除のシステムは廃止されている。ただ、寺格制度があった頃のランクがそのまま等級となっていて、これを変更するのは困難な状況がある。制度の問題点と「募財」システムの兼ね合いの落とし所であったのかと推察するが、寺院を取り巻く環境や経済状況が著しく変化しているにもかかわらず、少なくとも三十年以上手がつけられていない。これも再考すべきではないかと考える。

そして僧侶の出仕序列の進席、法衣依用の資格の基準についての法臈法衣条例であるが、「堂班」から「法要座次」という名称に改め、現在においても執り行われている制度である。名称や制度の構造は変わったかもしれないが、意識は堂班と何ら変わりないのではないだろうか。

私が僧籍を頂いてから二十数年、出仕序列の進席と法衣依用について様々な話を聞き、自身が経験をしてきた中で特に疑問の拭えないものがあると感じたのは二つある。

一つは、「ご門徒の願いによって、住職が良い席（堂内中央に近い席）に座って、良い衣と袈裟（座次の高い衣・袈裟）を付けているのだ。決して見栄などではなく、ご門徒と住職の関係性によってできた本廟護持の証だ」という意見だ。

言いたいことはよく分かる。しかし、その論理は各寺院によって経済格差がないことが大前提である。現実には、たくさんの経常費の完納が可能な寺院や、または本山に近くて頻繁に出仕できる僧侶だと座次が上がり、許可される法衣にも席順にも明確な差が生まれるのである。

その差をかろうじて埋めようとしているのが「法臈加算」制度であろう。法臈加算は、本山から遠方に住む人に対して、近場の人よりも出仕数が少なくても僧籍取得からの年数が加算される仕組みである。僧籍取得からの年数が増えるほど座次を上げることが可能になり、また次の座次に進席する際に必要な点数が減る。

一体、この制度の何が問題なのかということを考えた時に、もう一つの疑問が出てくる。それは、「法衣の許可制」である。何故、その座次にならないと法衣が依用できないのか。そこにはやはり明確な階級制度の名残が見え、経済格差が明確に表される。「伝統」や「秩序」という言葉を盾に今も根強く残っていて、その階級になりたいという人間の心理を狙った「募財」システムを捨てられない教団のあり方が見えてくる。

改めて、冒頭に引用した「宗憲の立憲の精神に合致しないもの」が、未だ見られるものの、宗門内で深く問われることなく、一部の者はそこへどっぷり浸かり、一部の者は全く興味を示さず、教団維持に「当たり前」な制度としてあり続けることに、今一度問題提起し、併せて「同朋社会の顕現」を掲げる宗門として相応しい「募財」のあり方・制度を考えていきたい。

編集委員　浜口和也